



新潟県中越沖地震で倒壊した家屋(平成19年7月)

木造住宅耐震改修助成制度

補助金額を

30万円上乗せ

予定戸数5戸(受付順)

地震大国、日本—わが国では、古くから甚大な地震災害が繰り返して発生しています。市では、地震被害を軽減するため、木造住宅の耐震改修助成を行っています。今年度に限り補助金額を30万円上乗せします。これを機に、わが家の耐震改修について検討してみませんか。

国の補正予算による住宅・建築物の耐震化緊急支援事業により、平成22年度内に交付決定したもので、平成24年1月末までに工事を完了し、報告を行ったもの限り、予算の範囲内で現行の工事費補助制度の補助金額を最大30万円上乗せします(設計費・工事監理費補助には、上乗せはありません)。

旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)で着工した木造住宅について、耐震診断の結果、耐震性が低い場合に、耐震改修に要した費用の一部を補助するものです。

補助金を受けるには、市に登録のある木造住宅耐震診断士に設計・工事監理を依頼することが必要です。補助金交付決定前に耐震

改修の設計・工事を行った場合は、補助金の交付を受けられませんので注意してください。

対象となる木造住宅は次のすべてに当てはまるもの

○市内に自ら所有し、居住する住宅

○構造が、在来構法または枠組壁工法であるもの

○一戸建ての住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)

○地上階数が2以下のもの

○建築基準法の第3章の規定に抵触していないもの

○耐震診断の結果、上部構造評点が1・0未満のものを耐震改修の工事を行うことにより1・0以上とするもの

対象者(申請者)は次のすべてに当てはまる人

○成田市に住民記録または外国人登録がある人

○木造住宅の耐震改修の工事が次のいずれかにより行われる人

- ・建設業の許可を受けた者
- ・対象となる木造住宅の建設工事を行った者

○過去にこの制度による補助金の交付を受けていない人

○市税を完納している人

補助金の額は次の2種類

○設計費・工事監理費補助

設計費・工事監理費の合計額の3分の1(1,000円未満は切り捨て、上限は10万円)

○工事費補助

次のいずれかです。ただし、補助金の額が工事に要する額を超える場合は、工事費の額になります

①次の項目のいずれかに当てはまる人が居住し、かつ、その住宅に居住している人の全員が市町村民税非課税である場合：工事費の2分の1に30万円を加えた額(1,000円未満は切り捨て、上限は100万円)

・65歳以上の人

・介護保険法に基づく要介護認定または要支援認定を受けた人

・身体障害者手帳の1級または2級の人

・療育手帳の(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1またはAの2の人

・精神障害者保健福祉手帳の1級または2級の人

②①以外の場合：工事費の3分の1に30万円を加えた額(1,000円未満は切り捨て、上限は80万円)

申請期間は2月1日(火)～3月15日(火)

※くわしくは建築住宅課(☎20-1564)へ。